

## 役員の報酬及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国自治体病院協議会（以下「協議会」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 協議会は、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。  
2 役員のうち会長の報酬は年額とし、他の役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

### (報酬及び費用の額の決定)

第4条 協議会の役員の報酬額は、別表に定める金額の範囲内とし、理事会の承認を得て、定める額とする。  
2 新たに役員に就任した者には、月割計算により、その月から報酬を支給する。  
3 役員が退任し、又は解任された場合には、月割計算により、その月までの報酬を支給する。  
4 費用の額のうち、旅費については旅費規程に定める額とする。

### (報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合にあっては、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支給する。

### (報酬の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 協議会は、役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表（第4条関係）

役 職	年間報酬額
会 長	15百万円以内

## 会長の報酬について

会長の報酬について、役員報酬及び費用に関する規程（平成 24 年制定）第 4 条に基づき、平成 21 年 3 月 19 日開催の理事会決定事項「会長の報酬について」を次のとおり改める。

1. 年間報酬額「1,500 万円」とあるのを「1,380 万円」とする。
2. この年間報酬額は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。